

社会福祉法人岐協福社会役員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岐協福社会（以下「法人」という。）の定款の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

(報 酬)

第3条 役員等には、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 役員等には、評議員会、理事会及びその他の会議への出席、監事監査の実施など法人の業務を行う場合には、日額 10,000 円の報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が法人のために出張等した場合には、費用弁償を行うことができるものとする。費用弁償は、法人の旅費規程の規定に準ずる。

(重複支給の禁止)

第5条 役員等のうち法人の職員であるものについては、第3条及び第4条の規定は適用しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月26日から適用する。
- 2 この規程の施行と同時に、「社会福祉法人岐協福社会役員等の費用弁償規程」を廃止する。